

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、庄原市選挙管理委員会及び神石高原町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

名称	指定施設		変更事項	変更後
	所在地	所在地		
庄原市本村自治振興センター	庄原市本村町六〇五番地五	庄原市本村町一三三四番地一		
古川老人集会所	神石郡神石高原町古川甲五六二番地六	古川集会所		
田頭老人集会所	神石郡神石高原町田頭三五一番地一	田頭集会所		
永野老人集会所	神石郡神石高原町永野二五四六番地四	永野集会所		
草木老人集会所	神石郡神石高原町草木二六九八番地四	草木集会所		
福永老人集会所	神石郡神石高原町福永甲一四一五番地一	福永集会所		
牧社会教育施設	神石郡神石高原町牧甲五六一番地	牧ふれあいセンター		